

事例１ 日鉄住金パイプライン&エンジニアリング㈱による㈱キャプティの中圧ガス導管エンジニアリング業についての経営受任等

第１ 本件の概要

本件は、導管及び関連設備のエンジニアリング業を営む日鉄住金パイプライン&エンジニアリング株式会社（法人番号 6120101003660）（以下「日鉄住金P & E」という。）また、同社の最終親会社である新日鐵住金株式会社（法人番号 3010001008848）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「新日鐵住金グループ」という。）が、中圧ガス導管エンジニアリング業等を営む株式会社キャプティ（法人番号 8010701019611）（以下「キャプティ」といい、日鉄住金P & Eとキャプティを併せて「当事会社」という。）の株式に係る議決権を20%を超えて取得すること、及び日鉄住金P & Eがキャプティの中圧ガス導管エンジニアリング業についての経営を受任すること（以下、本件株式の取得及び経営の受任を併せて「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第16条である。

第２ 一定の取引分野

１ 商品・役務範囲

(1) 中圧ガス導管エンジニアリング業

中圧ガス導管エンジニアリング業は、ガス導管エンジニアリング業の一種である。ガス導管エンジニアリング業とは、鉄鋼製のガス導管の敷設・更新工事等のガス導管に関連するエンジニアリング業務であり、設計、資材調達、施工管理及び施工を行う業務である。

鉄鋼製のガス導管には、導管内を流れるガスの圧力により、高圧ガス導管（導管内に流れるガスの圧力が1.0MPa以上）及び中圧ガス導管（同0.1MPa以上1.0MPa未満）があり、各ガス導管に対応して、高圧ガス導管エンジニアリング業と中圧ガス導管エンジニアリング業がある。需要者であるガス事業者は、高圧ガス導管を敷設する場合には高圧ガス導管エンジニアリング業を、中圧ガス導管を敷設する場合には中圧ガス導管エンジニアリング業を利用し、両者の間に需要の代替性は認められない。

高圧ガス導管には、中圧ガス導管よりも圧力の高いガスが流れることから、強度の高い鋼管が必要とされ、鉄鋼製のUO鋼管¹やシームレス鋼管²が使われている。一方、中圧ガス導管には、UO鋼管やシームレス鋼管に比べて強度が低い鉄鋼製の電縫鋼

¹ 板状の鋼材をUプレス及びOプレスと呼ばれる方法により円筒形に成形し、放電現象を利用して継目を溶接することにより製造する鋼管である。

² 棒状の鋼材の中心に孔をあけて製造する鋼管である。

管³が使われている。ガス事業者は、高圧ガス導管エンジニアリング業務については、中圧ガス導管エンジニアリング業務よりも、鋼管の溶接や検査⁴の点で、より高い基準を設定しており、それぞれの業務に必要な技術や機器は異なる。したがって、高圧ガス導管エンジニアリング業と中圧ガス導管エンジニアリング業の間には供給の代替性は認められない。

本件では、当事会社のいずれもが中圧ガス導管エンジニアリング業を営むことから、「中圧ガス導管エンジニアリング業」を役務範囲として画定した。

(2) 普通鋼製電縫鋼管

ア 材質の異なる鋼管

鉄鋼製の鋼管は、材質の違いにより、普通鋼製、特殊鋼製又はステンレス鋼製の鋼管に分類される⁵。中圧ガス導管エンジニアリング業においてはいずれの鋼管を用いることも可能であるが、普通鋼製の鋼管とその他の鋼管の間の価格差は小さいことから、実際には普通鋼製の鋼管しか用いられておらず、普通鋼製の鋼管とその他の鋼管の間には需要の代替性は認められない。また、普通鋼製の鋼管とその他の鋼管では製造設備が異なり、一方の鋼管の製造業者が多大な追加的費用等を負うことなく短期間で他方の鋼管を製造することは困難であることから、両者の間には供給の代替性は認められない。

イ 普通鋼製の電縫鋼管、ＵＯ鋼管及びシームレス鋼管

中圧ガス導管には、普通鋼製の電縫鋼管が用いられている。普通鋼製の鋼管には、前記(1)のとおり、製造方法等の違いにより、電縫鋼管のほかにＵＯ鋼管及びシームレス鋼管がある。これらのうちＵＯ鋼管とシームレス鋼管は、電縫鋼管に比べて強度が高く、高い圧力にも耐えられることから、ＵＯ鋼管は、高圧ガス導管、建築資材、石油パイプライン等に使用され、シームレス鋼管は、油井管のほか、船舶、産業機械、自動車等に使用されている。電縫鋼管は、ＵＯ鋼管やシームレス鋼管に比べて強度が低いため、ＵＯ鋼管やシームレス鋼管と同じ用途では用いられておらず、中圧ガスの導管、建築資材、土木資材等に使用されている。また、電縫鋼管は、ＵＯ鋼管及びシームレス鋼管に比べて安価で取引されている。以上により、電縫鋼管は他の二つの鋼管との間で性能や価格に差があることから、需要の代替性

³ 帯状の鋼材を回転する複数のロールの間に通して圧力をかけて延ばす方法により円筒形に成形し、電気抵抗を利用して継目を溶接することにより製造する鋼管である。

⁴ 高圧ガス導管については、全溶接箇所にはエックス線検査を行うが、中圧ガス導管については、抜取り検査となる。

⁵ 普通鋼とは、炭素の含有量が2.14%以下であり、その他の元素の含有量が少なく、かつ、特殊な熱処理を行っていない鋼材をいい、特殊鋼とは、鉄を主成分とした普通鋼以外の鋼材をいう。ステンレス鋼は、主成分の鉄（50%以上）に10.5%以上のクロム及び1.2%以下の炭素を添加したものであり、耐食性、耐熱性等に優れていることから、他の特殊鋼とは独立した鋼材として取り扱われている。

は限定的である。

また、供給面においても、電縫鋼管と他の二つの鋼管は、製造に必要な製造設備や製造ノウハウが異なり、一方の鋼管の製造業者が多大な追加的費用等を負うことなく短期間で他方の鋼管を製造することは困難であることから、供給の代替性も限定的である。

ウ 小括

以上から、本件では、当事会社の営む中圧ガス導管エンジニアリング業で使用される「普通鋼製電縫鋼管」を商品範囲として画定した。

2 地理的範囲

(1) 中圧ガス導管エンジニアリング業

中圧ガス導管エンジニアリング業では、ガス導管工事の施工も行うことから、通常、自社の事業拠点から工事現場までの資材の運搬コストや移動時間等を考慮して、自社が役務を供給できる範囲を事業地域としており、地域ブロックごとに事業拠点を設置して事業を営んでいる。

本件においては、当事会社のうち、日鉄住金P&Eは全国の各地域ブロックに事業拠点を設置し、日本全国において中圧ガス導管エンジニアリング業を営んでいる一方、キャプティは、関東地方に事業拠点を設置して、関東地方に所在するガス事業者向けに中圧ガス導管エンジニアリング業を営んでいる。

以上により、本件では、当事会社が競合する「関東地方」を地理的範囲として画定した。

(2) 普通鋼製電縫鋼管

普通鋼製電縫鋼管については、日本国内での輸送に関し、輸送の難易性や輸送費用の点から制約があるわけではなく、また、地域により販売価格が異なるといった事情もない。

以上により、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

本件は、当事会社がいずれも関東地方において中圧ガス導管エンジニアリング業を営むことから水平型企业結合に該当する。また、中圧ガス導管エンジニアリング事業者は、中圧ガス導管工事に普通鋼製電縫鋼管を使用しており、新日鐵住金グループは、普通鋼製電縫鋼管を製造販売していることから、本件は、新日鐵住金グループの普通鋼製電縫鋼管製造販売業を川上市場、当事会社の中圧ガス導管エンジニアリング業を川下市場とする垂直型企业結合にも該当する。

1 水平型企業結合

(1) 単独行動による競争の実質的制限

ア 当事会社の地位及び競争事業者の状況

関東地方の中圧ガス導管エンジニアリング業に関する当事会社グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、本件行為後のHHIは約3,400、HHIの増分は約1,100であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成29年度における関東地方の中圧ガス導管エンジニアリング業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約30%
2	日鉄住金P&E	約30%
3	キャプティ	約20%
4	B社	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		

中圧ガス導管エンジニアリング業を営む競争事業者には、市場シェア約30%のA社、市場シェア約10%のB社等が存在する。

管工事の一種である中圧ガス導管の工事を行うには、建設業法（昭和24年法律第100号）により配置が義務付けられている主任技術者（一定金額以上の工事にあっては監理技術者）として1級管工事施工管理技士等を確保する必要がある。ガス導管以外の管工事を行う場合にも上記の資格者を確保する必要があるが、有力な競争事業者であるA社やB社は水道導管エンジニアリング事業も営んでおり、相当数の上記資格者を有している。また、中圧ガス導管工事では、普通鋼製電縫鋼管を溶接により繋いでいくために溶接士を確保する必要があるが、中圧ガス導管エンジニアリング業者は、自社内外から溶接士を確保している。このため、競争事業者は、主任技術者（又は監理技術者）や溶接士の不足で受注活動ができないこととはならないと考えられ、競争事業者には供給余力があるものと認められる。

したがって、競争事業者からの競争圧力が認められる。

イ 参入

中圧ガス導管エンジニアリング業を営むためには、建設業法上の管工事業の許可を受ける必要があるが、当該許可の取得自体は難しいものではない。また、水道

導管エンジニアリング業と中圧ガス導管エンジニアリング業との間には、掘削、土留め、埋戻しといった管路の土木工事や鋼管の溶接など技術的な類似性があることから、水道導管エンジニアリング業を営む事業者であれば中圧ガス導管エンジニアリング業に参入することは容易と考えられる。現に、日鉄住金P & E、A社、B社といった事業者は、中圧ガス導管エンジニアリング業と水道導管エンジニアリング業を兼業している。さらに、低圧ガス導管エンジニアリング業など、中圧ガス導管エンジニアリング業以外のガス関連の管工事業から中圧ガス導管エンジニアリング業に参入した例もある。

したがって、参入圧力が一定程度認められる。

ウ 需要者からの競争圧力

中圧ガス導管エンジニアリング業の需要者であるガス事業者は、小口顧客向けか大口顧客向けかを問わず、電力その他のエネルギーを供給する事業者との間で一定の競争にさらされていること等から、ガス導管建設を含め、コストを削減することに一定程度関心を有していると考えられる。また、ガス事業者にとって、ガス導管工事ごとに発注先を変更することは容易であり、入札によって中圧ガス導管エンジニアリングの受注者を決定している。

したがって、需要者からの競争圧力が一定程度認められる。

エ 小括

前記アないしウのとおり、有力な競争事業者であるA社やB社を始めとする競争事業者からの競争圧力が認められることや、参入圧力及び需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、単独行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

(2) 協調的行動による競争の実質的制限

ガス事業者は、入札によって発注先を選定しており、本件行為前において通常3社から5社の中圧ガス導管エンジニアリング業者が参加している。本件行為により競争単位の数が増加するが、ガス事業者は中圧ガス導管エンジニアリング業者から提出された見積価格や最終的な発注価格を公表していないため、中圧ガス導管エンジニアリング業者が互いの入札価格を予測することは引き続き困難である。また、発注の頻度も不定期であり、前記(1)アのとおり、各事業者には供給余力があることから、競争的に行動して受注するインセンティブが働いているものと認められる。さらに、前記(1)イ及びウのとおり、参入圧力及び需要者からの競争圧力が一定程度認められる。以上から、本件行為により、当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

(3) 小括

以上のことから、本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

2 垂直型企業結合

(1) 当事会社の地位及び競争事業者の状況

ア 川上市場

普通鋼製電縫鋼管に関する新日鐵住金グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約2,500、新日鐵住金グループの市場シェアは約45%であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成29年度における普通鋼製電縫鋼管の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	新日鐵住金グループ	約45%
2	C社	約20%
3	D社	約15%
4	E社	0-5%
5	F社	0-5%
6	G社	0-5%
	その他	約20%
合計		100%

イ 川下市場

中圧ガス導管エンジニアリング業の当事会社及び競争事業者の市場シェアは、前記1(1)アのとおりであり、HHIは約3,400、当事会社の市場シェアは約50%であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

(2) 新日鐵住金グループによる当事会社以外の中圧ガス導管エンジニアリング業者への普通鋼製電縫鋼管の供給の拒否等

新日鐵住金グループは、中圧ガス導管エンジニアリング業者に対しては、当事会社にのみ、普通鋼製電縫鋼管を供給しており、本件行為により、投入物閉鎖の問題は生じない。

- (3) 当事会社による新日鐵住金グループ以外の普通鋼製電縫鋼管製造販売事業者からの普通鋼製電縫鋼管の調達の拒否等

当事会社が、新日鐵住金グループ以外の普通鋼製電縫鋼管製造販売業者から調達する普通鋼製電縫鋼管の年間調達量は少なく、仮に、本件行為により、当事会社が、新日鐵住金グループ以外の普通鋼製電縫鋼管製造販売業者からの普通鋼製電縫鋼管の調達を拒否したとしても、普通鋼製電縫鋼管製造販売市場に与える影響は軽微である。

- (4) 小括

以上のことから、本件行為により、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。